

②補助資料

どの学年の変更届が必要か

学生の在学状況〈4年制大学〉(2026年度時点)

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
課程	旧課程	新				課 程			
学年		8	7	6	5	4	3	2	1

休学で在籍が継続する場合はその学生の学年分も対象。



この学生が離籍するまで変更届は必要



2026年度に確実に在学する学生

新課程:授業科目関係・教員関係の変更があった場合は届出が必要(ただし、取下届を提出した課程については不要)。

旧課程:授業科目関係の変更があった場合のみ届出が必要(ただし、取下届を提出した課程については不要)。

2006年度までは変更届案を郵送またはFAXにて送付。文科省にて確認を終えた後に提出するという流れでしたが（文科省による事前確認は届出の要件ではありませんでした）、2007年度から文科省の事前確認は廃止されました。

■平成22年度改訂版手引き（132頁）

4 変更届の提出にあたっての注意事項

- ・変更届を提出する前に、大学が、以下の点を必ず確認すること。

- 法令や審査基準などを満たしているか
- 書類に不備がないかなど

（平成18年度までは大学が変更届（正本）を提出する前に変更届（案）を文部科学省へ提出していたが、平成19年度から変更届（案）を提出する必要はないこととしている。）

▼2006年度までの提出方法（平成18年度改訂版手引き：56頁）

- ・届出にあたっては、①法令等の基準を満たしているか、②様式に不備がないか、などを事務方で事前に確認することを原則とする。（通常：届出案を大学から文部科学省へFAX送信→文部科学省から大学へ確認の旨の連絡→届出の提出）。ただし、これら事前の確認は、届出書類の差し替えの手間をあらかじめ控除するために行うもので、届出の条件ではない。また、年度末は変更届が集中することから、変更届案を事前に提出する際は、遅くとも2月中に提出することとする。その場合は原則としてFAX（書類の分量が多い場合は郵送）で提出すること。なお、変更届案及び正本の提出は大学として取りまとめて提出すること（学科、学部ごとに行うものではない。）
- ・変更届が法令等の基準を満たしておらず著しく問題があると判断される場合は、課程認定委員会で審議の上、実地視察の対象となる場合があることに留意すること。

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
431	7/21	再課程認定の手引きでは、学部・学科を改組し届け出により設置する場合（教職課程認定審査の確認事項1（1）③該当）は9月末日までに所定の書類を提出した上で課程認定審査委員会の審査を受けることとあるが、所定の書類とは手引きP6の「（1）必要提出書類」をさすのか。	⑩提出書類	手引き（平成30年度開設用）の掲載の変更届の様式による。
432	7/21	手引きP2に「教育課程、教員組織のみを変更する場合」とあるが、法改正に伴う変更がこの対象になるという理解でよいか。	⑩提出書類	併せて、通常の変更届による変更も含まれる。
433	7/21	「教育実習」及び「教職実践演習」の担当教員が専任教員持ち回りで毎年交代する場合、全ての教員を記載する必要があるのか。	⑩提出書類	御質問のとおり。
434	7/21	「教育上の能力に関する事項」や「職務上の実績に関する事項」は、過去10年以内（平成20年4月～申請書記載日まで）の担当授業科目に関連する事項のみを記載する理解でよいか。	⑩提出書類	○「教育上の能力に関する事項」や「職務上の実績に関する事項」については、10年以内に限定されない。 ○「担当授業科目に関する研究業績等」については、従前どおり10年以内の業績の記載となる。
435	7/21	これまで、課程認定を取り下げられる場合は、取り下げを行う年度の前年度中に報告することとなっていたが、平成31年度から認定を取り下げられる教職課程については、再課程認定申請は不要であり取下届の提出も不要なのか。	⑩提出書類	○平成31年度から認定を取り下げられる教職課程については、平成29年度末に提出する再課程認定申請書の様式第2号（概要）にその旨記載する。 ○再課程認定申請を行わないことにより、既存の教職課程は平成30年度末をもって自動的に取下げとなるため、取下届の提出は不要である。 ○有している教職課程を全て取り下げるため、再課程認定申請を一切行わない場合においては、書類の提出をすることなく自動的に全ての教職課程が取下げとなる。
436	7/21	直近10年以内（平成20年度～平成29年度）の教員審査における審査結果を尊重するとあるが、該当教員については、申請書にどのように記載すれば良いのか。	⑩提出書類	手引きP56を参照。
437	7/21	科目の授業内容の一部を変更するのみの場合は、新規開設に該当しないとあるが、15回で30時間実施している授業科目について、1回当たりの時間数を増やして、14回で30時間へ変更した場合も一部の変更と解釈してよろしいか。	⑩提出書類	○授業回数の変更により授業計画の全体を再構成することとなり、授業科目の廃止／新設に該当すると解されるため「授業計画の一部を変更する場合」には該当しない。 ○なお、授業科目を新設する場合において、新旧で担当教員に変更がない場合においては「授業計画の一部を変更」の場合と同様に、業績書等の提出は不要となる。（詳細は手引きP7～20を参照）
438	7/21	開設授業科目の内容の一部変更に伴い、単位数を2単位から1単位とする場合は、「※科目の名称及び授業内容の一部を変更する場合」に該当するか。	⑩提出書類	○単位数の変更に伴い、授業計画に大幅な変更が行われていると解されるため「授業計画の一部を変更する場合」には該当しない。 ○なお、授業科目を新設する場合において、新旧で担当教員に変更がない場合においては「授業計画の一部を変更」の場合と同様に、業績書等の提出は不要となる。（詳細は手引きP7～20を参照）
439	1/9	平成30年度以降の入学生から課程認定を取り下げようとしている課程がある場合、通常どおり平成29年度末に『課程認定取下届』を提出し、かつ、平成29年度末提出の再課程認定申請書においては、同課程は対象外として記載しない、という理解でよいか。	⑩提出書類	手引きP20の「記載内容の基準時点」において教職課程が既に取り下げられている場合においては、当該課程は記載の必要はない。
440	8/4	再課程認定後、完成年度を迎えるまでは教育課程及び教員組織に変更を加えることはできないとされているが、教員組織の中には非常勤講師も含まれるのか。	⑩提出書類	含まれると解する。 再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。 その際、 ○完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。 ○退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。
441	8/4	平成31年度から課程認定を取り下げる場合、通常は平成30年度中に課程認定取下届を提出するが、平成31年度についてのみ、再課程認定申請を行わないことで自動的に取下げとなり、取下届の提出は不要になるという理解でよいか。	⑩提出書類	御質問のとおり。
442	8/4	教科に関する専門的事項に他学科開設科目を充てる場合で、専任教員のみなしを行わない場合は、「履修方法等」欄に開設学科等の名称を記載する必要があるのか。	⑩提出書類	みなしを行わない場合においても、開設元学科は記載する必要がある。
443	8/4	新旧対照表の各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）について、他学科と共通開設している場合のみ「他」を記載する理解で間違いないか。同名称科目でも複数開講し、単一学科に適用している場合は「他」の記載は不要と理解してよいか。	⑩提出書類	御質問のとおり、自学科のみで開設している場合は「他」の記載は不要。
444	8/4	「2回目以降に記載する専任教員」については、氏名を括弧書きで記載することとなっているが、専任教員を置くこととなっている科目区分が設定されているため、当該科目区分に専任教員を置いていることがわかるよう、必要に応じて、1回目の記載を括弧書きとし、2回目以降の記載において括弧なしの記載としてよいか。	⑩提出書類	構わない。
445	8/4	シラバス掲載ページを記載する際に、シラバスが複数ページにわたる場合、「p. ●-●」のように記載するのか、それとも、当該科目シラバスの最初のページ数を記載すればよいか。	⑩提出書類	「p. ●-●」のように記載する。
446	8/4	平成30年度末に課程認定を取下げようとする場合において、再課程認定申請書の様式第2号にその旨を記載することが必要とのことだが、取下届はいつ提出する必要があるのか。	⑩提出書類	平成31年度以降の教職課程は再課程認定により開始となるため、既存課程を平成31年度から取り下げる場合には取下届の提出は必要ない。 ※過去回答の一部において上記部分と異なる回答をしている箇所があったため修正を行っている。（8/4）

(I 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

教育の基礎的理解に関する科目等の変更届新旧対照表 (小)

大学名		〇〇大学 (学部学科等の課程)				担当部局				担当者			
設置者名		〇〇〇〇				電話番号							
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				e-mail							
教育課程 を変更する 学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)		新学則等の適用年度		備考			
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	—	—		令和〇〇年度		令和〇〇年度入学生より適用する。			
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	小一種免		—					
免許法施行規則に定める 科目区分等		新				旧				変更内容等			
科目 区分	各科目に含める必要事項	授業科目	単位数	共通 開設 学校 種等	教職専任教員 氏名・職名	履修 方法	授業科目	単位数	共通 開設 学校 種等		教職専任教員 氏名・職名	履修 方法	
			必 選	幼 小 高				必 選	幼 小 高				
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2	幼 小 高	■■■■教授	1科目 選択必修	教育原論	2	幼	■■■■教授	1科目 選択必修	共通開設に関する変更	
		教育本質論	2	幼 小 高	□□□□教授		教育本質論	2	幼	□□□□教授		共通開設に関する変更	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論	2	幼 小 高			教職概論	2	幼			共通開設に関する変更	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育制度論	2	幼 小 高	〇〇〇〇講師		教育制度論	2	幼	〇〇〇〇助教		職位変更 共通開設に関する変更	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	学習・発達論	2	幼			学習・発達論	2	幼				共通開設に関する変更
		教育心理学	2	幼 小 高			教育心理学	2	幼				
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	1	幼 小 高			特別支援教育概論	1	幼				共通開設に関する変更
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2	幼			カリキュラム論	2	幼				名称変更	

(I 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

教育の基礎的理解に関する科目等の変更届新旧対照表 (中高)

大学名		〇〇大学 (学部学科等の課程)				担当部局				担当者							
設置者名		〇〇〇〇				電話番号											
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				e-mail											
教育課程 を変更する 学科等	新	学部	学科等	入学 定員 合計	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)		新学則等の適用年度		備考							
	新	〇〇学部 ●●学部	〇〇学科 ●●学科	〇〇	—	—		令和〇〇年度		令和〇〇年度入学生より適用する。							
	旧	〇〇学部 ●●学部	〇〇学科 ●●学科	〇〇	令和〇〇年度	中高一種免 (国語) 中高一種免 (理科)		—									
免許法施行規則に定める 科目区分等		新					旧					変更内容等					
科目 区分	各科目に含める必要事項		授業科目		単位数	共通 開設	教職専任教員		履修 方法	授業科目			単位数	共通 開設	教職専任教員		履修 方法
			必 選	学 校 種 等	氏 名 ・ 職 名	氏 名 ・ 職 名	必 選	学 校 種 等	氏 名 ・ 職 名	氏 名 ・ 職 名							
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		教育原論	2	幼小	■■■■教授	1科目選択 必修	教育原論	2					履修方法変更 共通開設に関する変更 教職専任教員追加 新設 教職専任教員追加			
			教育本質論	2	幼小	□□□□教授											
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論	2	幼小			教職概論	2					共通開設に関する変更			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育制度論	2	幼小	〇〇〇〇講師	教育制度論	2		〇〇〇〇助教			職位変更 共通開設に関する変更			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		学習・発達論	2				学習・発達論	2					共通開設に関する変更			
			教育心理学	2	幼小			教育心理学	2								
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	1	幼小			特別支援教育概論	1					共通開設に関する変更				
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2				カリキュラム論	2					名称変更			

本資料のWordデータは「教員免許事務プロジェクト」のウェブサイト（課程認定申請の項目）からダウンロードできます。

様式第4号（教員個人に関する書類）

○フォントサイズはあらかじめ設定しているフォントから変更しないようお願いします。
○英数字は半角でお願いします。

履歴書

2026（令和8）年3月1日時点の年齢を記載して下さい。

履 歴	
フリガナ	
氏 名	生年月日 (年齢)
現住所	〒0000-0000 〇〇県・・・
昭 和 〇〇 年 〇 月 〇 〇 日 (満〇〇歳)	
学 歴	
年 月	事 項
平成〇年3月	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 卒業 (学士 (教育学))
<p>大学・高等専門学校（又はこれと同等以上の学校）卒業以上の学歴を、学位・称号を含めて記載して下さい（該当するものがない場合は最終学歴を記載して下さい。）。</p> <p>1991（平成3）年6月30日までの卒業は「●●学士」 1991（平成3）年7月以降の卒業は「学士（●●学）」と表記。 短大は2005年度以降卒業生は、「短期大学士」 2004年度以前卒業生は、「準学士」と表記。</p>	
平成〇年3月	〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻 修了 (博士 (教育学))
職 歴	
年 月	事 項
平成〇年4月	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 講師 (平成〇〇年3月まで)
平成〇年4月	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 准教授 (平成〇〇年3月まで)
平成〇年4月	<u>△△大学□□学部□□学科 教授 (現在に至る)</u>
<p>○全ての職歴（自営業、主婦、無職等含む）を記載いただくとともに、職名、職位等についても明記してください。</p> <p>○各職歴について在職期間を明確に記載いただき、現職については「現在に至る」と記載し、下線を引いて下さい。</p> <p>○申請書記載日以降に所属が変わる予定がある場合は、「就任予定」「昇任予定」等と記載して下さい。</p> <p>○研究者としての外国の大学等への留学歴も記載して下さい。</p>	
<p>【過去の課程認定委員会における教員審査（単独担当「可」）】</p> <p>〇〇〇〇（平成〇〇年度、〇〇大学 〇〇）</p> <p>〇〇〇〇（平成30年度、〇〇大学 〇〇）<再課程認定></p>	
事務局にて記入	
学会及び社会における活動等	
現在所属している学会	日本〇〇学会、△△学会
申請時における所属学会を記載して下さい。	

様式第4号（教員個人に関する書類）

年 月	事 項
平成〇年〇月 平成〇年〇月	日本〇〇学会 会員（現在に至る） 全国〇〇協議会 会員（平成〇〇年〇月まで）
賞 罰	
年 月	事 項
年 月	特記事項なし
令和8年3月1日	上記のとおり相違ありません。 氏名 ○ ○ ○ ○

専攻、研究分野等に関連する事項を記載して下さい。ただし公表を秘匿すべき諸委員については記入しないでください。

公的機関、学会、出版社等からの表彰又は職務上の懲戒処分、研究費の不正受給に係る処分等を記載して下さい。記載事項がない場合は、「特記事項なし」と記載して下さい。

教育研究業績書

令和8年3月〇〇日			
氏名 〇 〇 〇 〇			
認定を受けようとする課程における担当授業科目			
教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	特別支援教育に関する科目
・ 〇〇〇〇〇〇 () ・ 〇〇〇	事務局にて記入		
教育上の能力に関する事項			
事項	年 月	概要	
（教育方法の実践例、作成した教科書・教材、教育上の能力に関する大学等の評価、実務の経験を有する者についての特記事項等）		特に記載事項がない場合は「特記事項なし」と記載して下さい。	
1. 教育方法の実践例	平成X年X月～	授業において配付する資料を事前にWeb上に掲載し、学生が予習・復習に活用できるようにしている。 また、オフィスアワー及びメールにて、学生からの相談を随時受け付けている。	
2. 作成した教科書・教材	平成X年X月	平成XX年度●●県教育委員会「〇〇研修会」で活用する教材を作成した。	
3. 教育上の能力に関する大学等の評価	平成X年X月	XX大学より、平成XX年度優秀教員表彰を受けた。	
4. 実務の経験を有する者についての特記事項	令和X年X月	XX高等学校3年生を対象とした大学講義体験授業の講師を務めた。	
職務上の実績に関する事項			
事項	年 月	概要	
1 資格, 免許	平成X年X月	小学校教諭専修免許状（免許状番号：平〇小専第XX号）	
2 学校現場等での実務経験	8年	XX小学校 教諭（昭和XX年X月～平成XX年X月） XX小学校 教諭（教務主任）（平成XX年X月～平成XX年X月）	
複数の勤務歴がある場合は合算した年数を記入して下さい。			
3 実務の経験を有する者についての特記事項	平成X年X月	XX大学教員免許状更新講習「〇〇〇〇」講師	
4 その他		特記事項なし	

②教職課程コアカリキュラム対応表

各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)

全体目標: 当該教科における教育目標、育成を目指す資質・能力を理解し、学習指導要領に示された当該教科の学習内容について背景となる学問領域と関連させて理解を深めるとともに、様々な学習指導理論を踏まえて具体的な授業場면을想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

(1)当該教科の目標及び内容

一般目標: 学習指導要領に示された当該教科の目標や内容を理解する。

- 到達目標: 1) 学習指導要領における当該教科の目標及び主な内容並びに全体構造を理解している。
 2) 個別の学習内容について指導上の留意点を理解している。
 3) 当該教科の学習評価の考え方を理解している。
 4) 当該教科と背景となる学問領域との関係を理解し、教材研究に活用することができる。
 5) 発展的な学習内容について探究し、学習指導への位置付けを考察することができる。
 ※中学校教諭及び高等学校教諭

(2)当該教科の指導方法と授業設計

一般目標: 基礎的な学習指導理論を理解し、具体的な授業場면을想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

- 到達目標: 1) 子供の認識・思考、学力等の実態を視野に入れた授業設計の重要性を理解している。
 2) 当該教科の特性に応じた情報通信技術の効果的な活用法を理解し、授業設計に活用することができる。
 3) 学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業設計と学習指導案を作成することができる。
 4) 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。
 5) 当該教科における実践研究の動向を知り、授業設計の向上に取り組むことができる。
 ※中学校教諭及び高等学校教諭

各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	項目 到達目標 / 授業回	(1)					(2)				
		1)	2)	3)	4)	5)	1)	2)	3)	4)	5)
授業科目名及び授業回(シラバスのページ番号)											

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

変更理由書

【教科及び教科の指導法に関する科目】

■担当者の変更等

○教職専任教員の変更、追加、削除、職位の変更を行う。

■科目の新設等

○カリキュラムの見直しに伴う科目の新設、廃止、名称変更、単位数の変更、履修方法の変更を行う。

【教育の基礎的理解に関する科目】

■担当者の変更

○教職専任教員の変更、追加、削除、職位の変更を行う。

以 上

課程認定申請（様式2号）と変更届（新旧対照表）での記載内容を注意する項目一覧

変更内容	H30再課程認定申請 (様式2号)	課程認定申請 (様式2号)	変更届 (新旧対照表 (通常))	ICT変更届 (新旧対照表)
教員氏名	専任・兼任・兼任問わず全教員氏名を記載	教職専任教員の氏名のみ記載		
専任教員職名	教授のみ氏名に続けて記載	全教職専任教員の職名を記載		
専任教員職位変更	教授への変更の場合のみ記載		准教授、講師への変更も記載	教授への変更の場合のみ記載
一般的包括的内容を含む科目	下線を引く		網掛け	
「変更内容等」欄	授業科目を新設する場合	「新設」と記載		「科目新設」と記載
	授業科目を廃止する場合	「廃止」と記載		「科目廃止」と記載
	授業科目の名称を変更する場合	「科目名称変更」と記載		「科目名称変更」と記載
	シラバスの変更	記載不要 (QA437の場合は新設・廃止)		届出事由とはならない。 「内容変更」と記載
	教員（専任・兼任・兼任教員）を追加する場合	「教員追加」と記載		教職専任教員を追加する場合や兼任教員から教職専任教員への変更する場合、「教職専任教員追加」と記載 「教員追加」と記載
	教員（専任・兼任・兼任教員）を削除する場合	「教員削除」と記載		教職専任教員を削除する場合や教職専任教員から兼任・兼任教員への変更する場合、「教職専任教員削除」と記載 「教員削除」と記載
教員（専任・兼任・兼任教員）を変更する場合	「教員変更」と記載		教職専任教員を、A教員からB教員へ変更する場合のみ「教職専任教員変更」と記載 「教員変更」と記載	

※令和5年改正の「理科・技術・家庭・情報」の改正に伴う変更届についてのみ「科目区分変更」という記載がある（教科及び教科の指導法に関する科目から大学が独自に設定する科目に移動した場合の大学が独自に設定する科目での変更内容等欄での記載）。

※平成31年度開設用手引きまでは「兼任教員or兼任教員から専任教員へ変更」（またはその逆も）という記載があったが、平成32年度開設用手引きから「専任教員追加」「専任教員削除」に変更となった。また、令和6年度開設用手引きから、「教職専任教員追加」「教職専任教員削除」に変更となっている。

※令和6年度開設用手引きまでは教職専任教員の氏名の姓を変更する場合も届出対象となっていました。令和7年度開設用手引きからは届出対象外となりました。

教職課程認定申請の手引き

(教員の免許状授与の所要資格を得させる
ための大学の課程認定申請の手引き)

(令和4年度開設用)

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課

○施行規則第66の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目	同規則に定める単位数	科目名称例
日本国憲法	2単位	法学(日本国憲法)
		日本国憲法
		国のしくみ(日本国憲法)
		日本の憲法
		暮らしのなかの憲法
体育	2単位	体育実技A~D
		基礎専門体育Ⅰ,Ⅱ
		体育Ⅰ
		体育実技
		スポーツA, B
		基礎体育
		生涯スポーツ
		フィットネススポーツ
		身体運動論
		体育一般
		バレーボール
		サッカー
外国語コミュニケーション	2単位	英語Ⅰ,Ⅱ
		英会話A~D
		中国語会話A, B
		ドイツ語会話A, B
		実用英語コミュニケーション
		外国語コミュニケーションA, B
		英語Ⅴ(英会話集中研修)
		オーラルイングリッシュ
		オーラルコミュニケーション
情報機器の操作	2単位	情報処理
		情報処理演習Ⅰ,Ⅱ
		パソコン演習
		情報処理入門
		情報とコンピュータ
		情報機器演習
		情報技術
		情報リテラシー
		PC技法演習
		教職コンピュータ基礎
		コンピュータ・リテラシー
		情報基礎
		コンピュータ・実習
		情報メディア演習
情報Ⅰ		

教員免許事務に関する質問について

Slack をご活用ください。特に投稿のルールを定めていませんが、単に教えてくださいという投げかけではなく、どこに疑問があるのか等も記載して質問していただくと適確な助言を得る可能性が高まります。

教員免許事務担当者

#勉強会

小野勝士 (能谷大学) 14:05 6月17日 (金)

【8/24～26開催：SPODフォーラム2022】
プログラム、シラバスが公開されました。
私の登壇日程等は次のとおりです。
日時・場所：8月26日（金）9：30～11：30 [オンライン]
テマ：「事例で考える教職課程における多様な履修相談対応」
※2021年度も同テーマで実施しましたが、昨年度から今年度にかけての法令改正に合わせた内容にしております。
<https://www.spod.ehime-u.ac.jp/forum/> (編集済み)

小野勝士 (能谷大学) 04:38 6月20日 (月)

今週末の勉強会資料を確定させました。
http://blog.livedoor.jp/masashi_ono/archives/1080588021.html (編集済み)

新・筆者のつぶやき
京私教協第1回勉強会資料<確定版>：新・筆者のつぶやき
今週末の勉強会資料を確定させました。10日に修正したもので確定です。
<https://kyoumujijsenn.com/menkyo/blog/past-doc/post-123/> 申し込みは23日（木）23：55まで延長しました。※録画映像は申し込みいただいた方のみ閲覧可能です。※当日の接続先URLはPeatixのマイ (13 kB)

[ホーム](#) > [お知らせ](#) > [情報交換サイト\(Slack\)の入会URL](#)

情報交換サイト(Slack)の入会URL

入会URLです。⇒[こちら](#)